

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	北海道立道民の森条例
根拠条項	第10条
処分の概要	利用の承認の取消し等
法令の定め	<p>北海道立道民の森条例 第10条 (承認の取消し等)</p> <p>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 第7条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。</p>
処分基準	北海道立道民の森条例 第10条による。
処分担当課	石狩振興局森林室道民の森課主査（利活用） (電話番号：0133-22-2151)
問い合わせ先	(一財)北海道森林整備公社道民の森管理事務所 (電話番号：0133-22-3911)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	北海道立道民の森管理規則
根拠条項	第5条第4項
処分の概要	行為の許可の取消等
法令の定め	<p>北海道立道民の森の管理規則 第5条 (行為の許可)</p> <p>第5条 道民の森において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 興業を行うこと。</p> <p>(3) 集会、競技会その他これらに類する催しを行うこと。</p> <p>2 知事は、前項各号に定める行為が公衆の道民の森の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。</p> <p>3 知事は、第1項の許可に道民の森の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請により許可を受けたとき。</p>
処分基準	北海道立道民の森管理規則 第5条第4項による。
処分担当課	石狩振興局森林室道民の森課主査(利活用) (電話番号:0133-22-2151)
問い合わせ先	石狩振興局森林室道民の森課主査(利活用) (電話番号:0133-22-2151)
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道立道民の森管理規則
根拠条項	第 8 条第 2 項
処分の概要	原状回復の費用の徴収
法令の定め	<p>北海道立道民の森管理規則 第 8 条 (原状回復の義務)</p> <p>第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規定により道民の森の管理棟学習室、キャンプ場(デイキャンプ場を除く。)、シャワー室、工芸館工作室、陶芸館工作室、バンガロー、宿泊棟、森林学習センター(研修室及び体育館に限る。)の利用の承認を受けた者又は第 5 条第 1 項の許可を受けた者は、その利用又は許可の期間が満了するまでに、利用した施設等を原状に回復しなければならない。条例第 10 条第 1 項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を制限され、若しくは停止されたとき、又は第 5 条第 4 項の規定により許可を取り消されたときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用の承認を受けた者又は当該許可を受けた者から徴収する。</p>
処分基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため設定していない。
処分担当課	石狩振興局森林室道民の森課主査(利活用) (電話番号: 0133-22-2151)
問い合わせ先	(一財)北海道森林整備公社道民の森管理事務所 (電話番号: 0133-22-3911)
備考	